

平成16年度 第1回 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会議事要旨

- 1 日 時 平成16年 4 月16日(金) 13時 ～ 15時
- 2 場 所 かごしま空港ホテル 2階「カトレアの間」
- 3 出席者 学外委員：上治、岡崎、加賀谷、脇田の各委員
学内委員：芝山、工藤、松下、富岡の各委員
- 4 列席者 前原監事、田口、國分、川西の各学長補佐
- 5 内 容

1) 開 会

芝山学長から、平成16年度第1回経営協議会の開会挨拶があった。

次いで、芝山学長から、国立大学法人化に伴い本学が目指す目標や組織運営の在り方について説明があった。

(議事に入る前に、事務局から各委員及び列席者の紹介と資料の確認が行われた。)

2) 議 事 (○は学外委員の発言を、●は学内委員の発言を示す。)

(1) 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会規則について

工藤委員から、資料に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会規則について報告があった。

(2) 国立大学法人鹿屋体育大学中期目標(原案)・中期計画(案)について

工藤委員から、資料に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学中期目標(原案)・中期計画(案)について、原案作成までの審議経緯、国立大学法人評価委員会における審議内容等について説明があり、次のとおり意見交換が行われ審議した結果、字句を一部修正のうえ了承された。

- 中期目標を達成するにあたり、鹿屋体育大学だけでなく、体育・スポーツ分野に関係する他の大学なども、併せて発展できるよう努力していただきたい。
- 中期目標・中期計画を策定する際、筑波大学などとの特色の相違をどのように考えて策定されたか。
- 相違点をあげるとすれば、科学的な知識を身につけた幅広い応用能力と優れた実技能力を持った学生を育てる点と、競技力の向上と生涯スポーツの振興に力を入れている点が特色として挙げられる。
- 経営マインドから考えると、7ページの「スポーツ競技種目の重点強化策」と

いうものがその成果を示しやすいものではないかと思われるが、（第1期）中期目標期間におけるスケジュールリング、具体策、タイムテーブルといったものは策定されているのか。

- 学内においては、各常任委員会等で中期計画（案）の達成に向けての各年度ごとの計画案を策定しているところである。
- 条件面で争うわけにはいかないため、鹿屋体育大学に行けば、ナショナルチームの代表になれるとか、実績を6年間ではなく、2年、3年といった早い段階で示すことが必要ではないか。
- 実業団のような支援（施策）はできないため、学内的にはTASSプロジェクトに代表されるように人的・物的資源を併せた科学の力による支援を行っている。
- 法人化により、大学がどのように変わったのか（変化したか）、地域・社会に対し分かりやすく示してほしい。
- 原案をみると、貴学は指導者の養成を目指していると思われるが、アスリートの養成はないのか。その点も考えられるのであれば、事項として分かりやすく明記すべきではないか。文言の表現方法や語尾の統一などについて検討すべきでないか。
- 原案策定に当たっては、目標・計画に対しどの程度達成できたかという事後チェックも勘案し、これまでの実績なども含め、策定しており、ご指摘の事項については、検討することとしたい。

(3) 国立大学法人鹿屋体育大学業務方法書（案）について

工藤委員から、資料に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学業務方法書（案）について説明があり、審議した結果、原案どおり了承された。

(4) 国立大学法人鹿屋体育大学の経営に係る規則について

工藤委員から、資料に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学の経営に係る規則について説明があり、次のとおり意見交換が行われ審議した結果、原案どおり了承された。

- 学則を見ると、貴学では、教員免許資格（保健体育）のみしか取得できないように見受けられるが、そのほかの資格は取得できないのか。取得できるものがあるならば明記した方がよいのではないか。
- （平成15年度の教育課程の改訂に伴い）上級生（3、4年生）については、社会教育主事の基礎資格、衛生管理者などが取得できたが、カリキュラムの改善（教育課程の改訂）により、体育、スポーツに関する資格を取得できるようにしている。

(5) 平成16年度国立大学法人鹿屋体育大学予算案について

工藤委員から、資料に基づき、平成16年度国立大学法人鹿屋体育大学予算案について説明があり、次のとおり意見交換が行われ審議した結果、原案どおり了承さ

れた。

- 特に平成16年度の予算の中で目玉として、例えば、IT関連の大型設備等を措置するとか、ということはないのか。
- 特には予定しておりません。特別に措置する場合には、特殊要因として要求していくこととなろうかと思えます。
- 人件費については全体の7割ということであるが、中期目標・計画において必要に応じ教職員の人員配置を変更するような意味合いの記載があったが、具体的に増員するというような計画があるのか。
- 法人化後はこれまでの定員という概念が無くなり、制度上は）各大学が教職員数を決定できることとなるが、（実際には）運営費交付金の仕組み（算定ルールの関係）から、大学のみでは決定できないため、文科省との協議が必要となってきます。また、効率化係数というマイナスの要因があるため、教職員数については抑制の方向になろうかと思えます。

(6) 国立大学法人鹿屋体育大学の学生納付金等について

工藤委員から、資料に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学の学生納付金等について説明があり、審議した結果、原案どおり了承された。

(7) 国立大学法人鹿屋体育大学学長選考会議委員の選出について

工藤委員から、資料に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学学長選考会議委員の選出について説明があり、経営協議会の学外委員が学長選考会議の第2条第1項第1号委員になることが了承された。

(8) 今後の国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会のもち方について

芝山議長から、今後の経営協議会の在り方について、経営協議会の位置づけ、審議事項、本学の経営戦略、大学運営の在り方などについて説明があった。

次いで、松下委員から、参考資料に基づき、本学の経営戦略の策定方策について説明があり、各委員等から、次のような提言があった。

- 教育と研究を一体化した教育ができるようになるとういのではないか。
- 目標達成のためには、運営費交付金以外の予算を調達する必要がある、その具体的な方策についてさらに検討する必要がある。
- 高齢者の健康の維持・増進という課題について、大学としてどのような協力ができるのか、地域貢献という観点から今後も努力していただきたい。
- 健康教育に関する分野と競技力向上に関する分野をもっと深く掘り下げて研究していくことが、今後も貴学に求められていくことになるのではないか。
- 大学として、地域にどれだけ根を下ろしていけるかで、経営面が左右されることを認識し、大学を運営していただきたい。

(事務局から、本日のこの後の会議日程についてアナウンスがあった。)